

臥龍会 支部代表者各位

緊急事態措置(栃木県)延長を受けてのお願い

新型コロナウイルス感染拡大に伴う教室運営について③

平素は当会にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

5月4日の政府からの緊急事態宣言延長を受け、5月6日、栃木県では新たな緊急事態措置（5月11日～5月31日まで）の概要が発表されました。

栃木県では、「施設の使用制限の要請（特措法第24条第9項）【休業要請】」の【床面積の合計が1000㎡以下の施設】(当会支部教室のほとんどが該当対象)は、
・クラスターが発生した主な施設類型に対する休止を要請

と変更され、さらに

※ただし、施設に応じた感染症防止対策の徹底が行われている施設を除く
とされています。

これは県内での感染症発生状況が落ち着いているための緩和と認識できます。

つきましては本部として、あらためて各支部教室の運営に際し、

【令和2年5月11日（月）～令和2年5月31日（日）の期間】

「教室運営の際の感染症防止対策の徹底」

＜具体策＞

- なるべく少人数で行う。→ 時間をずらして「入れ替え制」をとる。
- 全員のマスク着用、入室退室時の手洗い励行、アルコール除菌剤の使用徹底。
- 児童生徒同士、また指導者との間の距離を取り、至近接触を避ける。
- 教室の出入り口、共用の机、ドアノブなどのアルコール消毒徹底。
- 可能な限り窓を開けるなど換気の徹底。

のご協力を何卒宜しくお願い申し上げます。

また、栃木県以外の支部教室の運営につきましては、お住いの各自治体から発表された要請を参照の上、適切な措置を講じてください。

何かご不明な点がございましたら、臥龍会本部までお問い合わせをお願いします。

臥龍会本部